冷蔵倉庫に関するQ＆A

Q「冷蔵倉庫」とはどのようなものですか？

A「冷蔵倉庫」とは非木造（鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、軽量鉄骨造など）の「保管温度が10℃以下に保たれる倉庫」です。
なお、非木造の倉庫内に単に冷蔵庫を設置しているような場合につきましては、このたびの改正による変更はございませんのでご連絡は不要です。

Q 所有している倉庫は「冷蔵倉庫」ではないのですが。

A 今回の改正は非木造の「冷蔵倉庫」についてのみですので、ご連絡は不要です。

Q 何を調査するのですか？

A 所有されている非木造の倉庫が「保管温度が10℃以下に保たれる倉庫」であるかを確認します。該当する倉庫が複数の用途に使用されている場合には、「冷蔵倉庫」部分が主たる用途であるかどうか、床面積の確認などを行います。

Q 調査当日に用意しておく書類はありますか？

A 床面積の確認を行いますので、寸法の分かる平面図をご用意ください。また、保管温度を確認するため、冷蔵能力が分かる書類(冷蔵施設明細書や冷蔵装置の取扱説明書）のご準備をお願いします。
もし、お持ちでない場合は、税務課へお電話をいただく際にお知らせください。

Q いつから変更されるのですか？

A 次回の評価額の見直しの年である平成２４年度課税分から変更になります。

所有されている倉庫が冷蔵倉庫に該当するかどうか、確認してみましょう

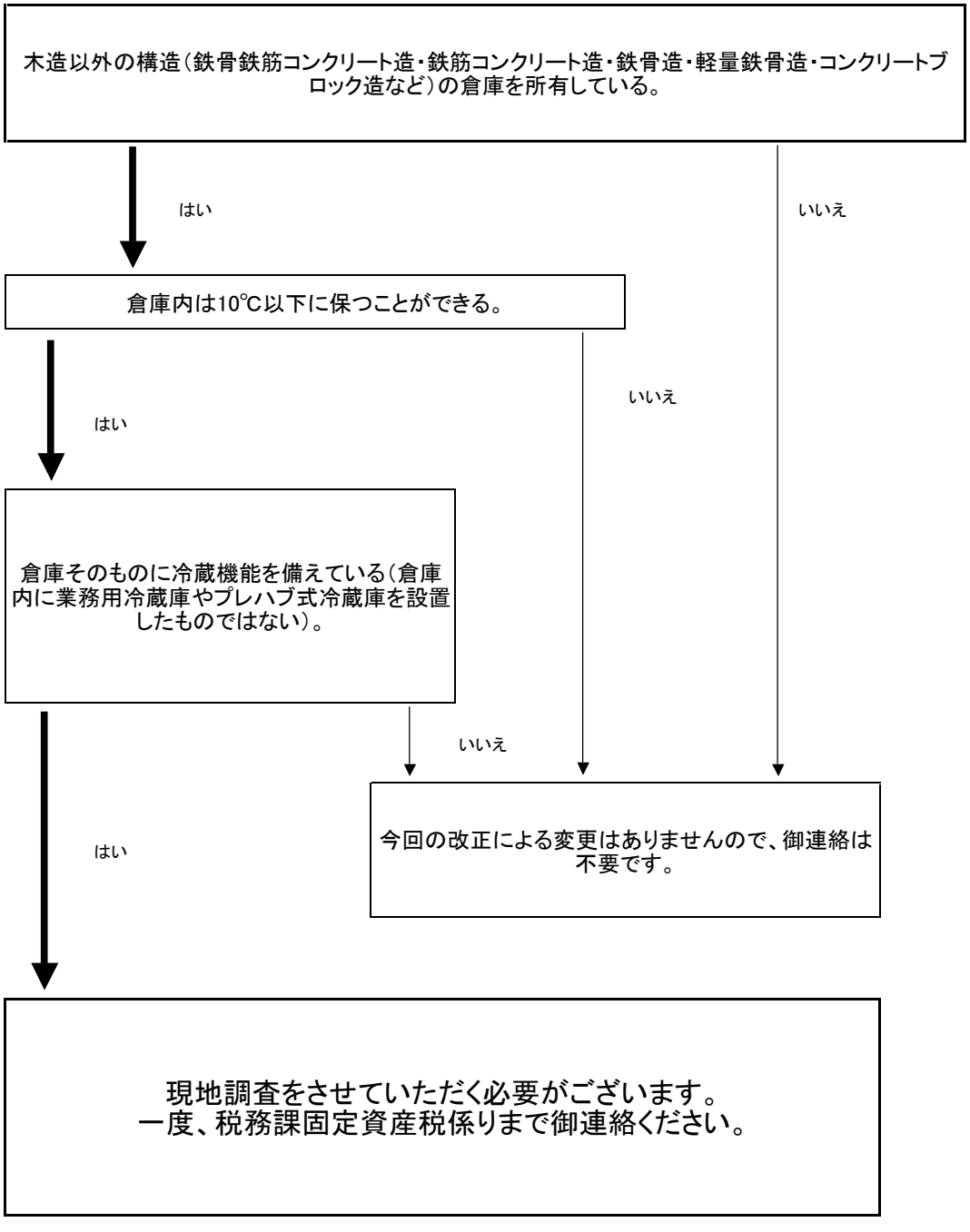

【連絡先】

〒497-8601

愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町役場　税務課　固定資産税係

TEL　0567-95-1111
FAX　0567-95-9188